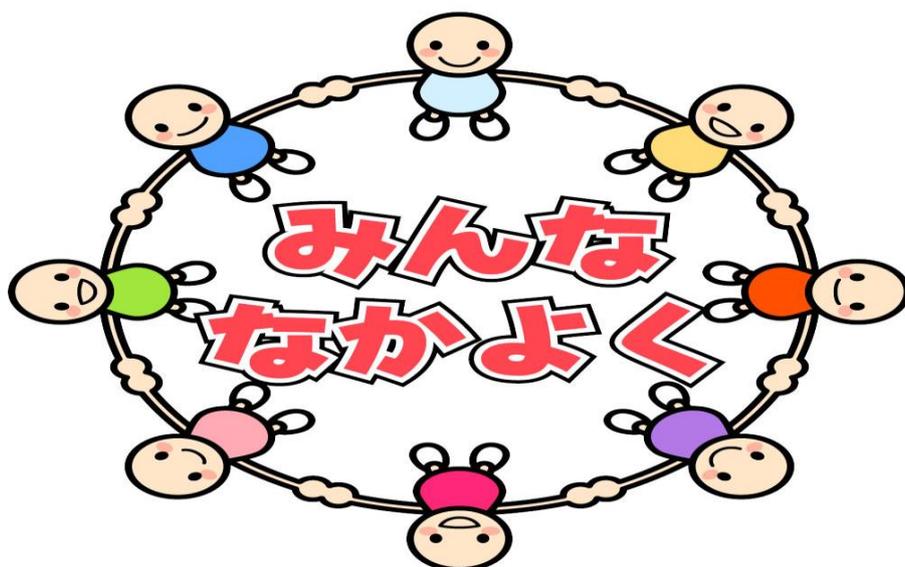


# 多様な性に関する対応ハンドブック

～性的少数者への理解を深めるために～



令和6年1月

春日部市

## 目次

はじめに	1
I 基礎知識	
1 性を構成する要素	2
2 SOGIとLGBT	3
3 性的少数者が直面する困難	5
4 カミングアウト・アウティング	7
(1) カミングアウト対応での心構え	7
(2) アウティングの防止	7
II 市民等への対応	9
1 窓口や電話での応対等	9
(1) 本人確認	10
(2) 相手への呼びかけ	10
(3) 性別欄の取扱い	11
2 公共施設利用	11
(1) 性自認に配慮した施設の利用	11
3 災害時における対応	12
(1) 性的指向や性自認に係る視点も踏まえた対策	12
III 職場内における対応	13
1 職場内での対応	13
(1) ハラスメントに係る相談体制の整備	13
(2) 性的指向や性自認に関する差別的言動に注意	14
(3) 執務上必要な施設利用者への配慮	14
2 職員採用時の対応	15

3	安全衛生	15
IV	相談窓口	16
1	春日部市の相談窓口	16
	(1) 人権相談	16
	(2) 心の相談	16
	(3) こころの健康相談	16
	(4) 女性総合相談	17
	(5) 女性のからだ相談	17
	(6) 女性のカウンセリング相談	17
	(7) 男性のための相談	17
2	埼玉県の相談窓口	18
	(1) 埼玉県男女共同参画推進センター	18
	(2) 埼玉県立精神保健福祉センター	18
	(3) 埼玉県立総合教育センター よい子の電話教育相談	18
	(4) 埼玉労働局 総合労働相談コーナー	19
	(5) 埼玉労働局 雇用環境・均等室	19
3	国の相談窓口	20
	(1) 人権相談	20
	(2) 春日部総合労働相談コーナー（春日部労働基準監督署内）	21
4	民間の相談窓口	21
	(1) よりそいホットライン	21
	(2) セクシュアル・マイノリティ電話法律相談	21

## はじめに

近年、LGBT等の性的少数者の方や性の多様性については、各自治体の取組やマスコミ報道等により、社会的認知が広まりつつありますが、社会には依然として偏見や差別が残っているため、性的少数者の方々は、日々の生活の中で多くの困難を抱え、精神的な苦痛を受けています。

本市では、平成30年度からスタートした第2次総合振興計画前期基本計画の施策「人権を尊重するまちづくりの推進」の中で、LGBTに関連した性的指向や性同一性障がいに係る人権問題を含めた様々な人権問題を明記し、差別のない社会の実現に向け人権啓発と人権教育の推進をすることとしています。

こうした取組を進める中、公平・中立性を重んじる行政職員においては、多様な性について正しい知識を持ち、理解を深め、適切に対応することが求められます。

このたび、春日部市人権施策推進会議において議論を行い、本ガイドラインを作成しました。

本ガイドラインがより良い公共サービスの提供や、地域社会づくりのために活用していただければ幸いです。

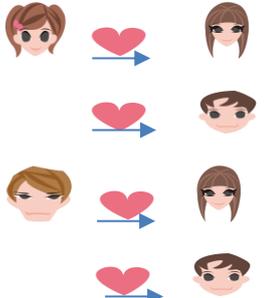


## 2 SOGIとLGBT

「LGBT」とは、レズビアン (Lesbian)・ゲイ (Gay)・バイセクシュアル (Bisexual)・トランスジェンダー (Transgender) の頭文字から取った言葉で、性的少数者の総称の一つです。

そうした非典型の人々を広く総称して、性的少数者 (性的マイノリティ、セクシュアル・マイノリティ) と呼ぶこともあります。

これに対して、「SOGI (ソジ)」とは、上述の「性的指向」(Sexual Orientation) と「性自認」(Gender Identity) の頭文字を取った言葉で、全ての人のセクシュアリティ (性の在り方) に関わる、LGBT よりも広い概念です。

SOGI	性的指向 Sexual Orientation			性自認 Gender Identity
LGBT	<b>Lesbian</b> レズビアン 女性の同性愛者  	<b>Gay</b> ゲイ 男性の同性愛者  	<b>Bisexual</b> バイセクシュアル 両性愛者  	<b>Transgender</b> トランスジェンダー 出生届・戸籍上の性別とは違う性別で生きる人、生きたい人  

※ 多くの人にとっては、生まれながらに授かった性に対して、割り当てられたという感覚はありませんが、「トランスジェンダー」にとっては、出生届・戸籍上の性別に違和感があるため、出生時に割り当てられた性別とは違う性別で生きる人、生きたい人という言い方もされます。

### 【注意】

例えば、「レズビアン」を「レズ」や「ピアン」と呼ぶなど、省略した言い方は差別的に響くことも多いため、省略しない。



SOGI、LGBTなど上記の言葉以外にもさまざまなセクシュアリティに関する言葉があります。



用語	意味
エックスジェンダー (Xgender)	性自認が中性または性別をどちらかに決めたくない人
アセクシュアル (Asexual)	他人に恋愛感情を抱かない人
クエスチョニング (Questioning)	性自認や性的指向が明確ではない人
クィア (Queer)	性的少数者の総称の一つ
インターセックス (Intersex)	生物学上の性発達が非典型な場合を指す。医学的にはDSD (Disorders of Sex Development) と呼ばれ、身体の性の多様性を示します。
LGBTQ	LGBTにQ (クエスチョニング (Questioning) またはクィア (Queer) の頭文字) を加えた言葉。多様なセクシュアリティを表す「LGBTs」という言葉もある。
ヘテロセクシュアル (Heterosexual)	異性愛者 (心の性が女性で男性を好きになる人、心の性が男性で女性を好きになる人)
シスジェンダー (Cisgender)	生まれた時の身体に割り当てられた性と心の性が同じ人
ノンバイナリー (Nonbinary)	(身体的性に関係なく) 自身の性自認・性表現に「男性」「女性」といった枠組みをあてはめないセクシュアリティ

■ アライ (Ally)

英語の Ally (支援者、同盟) が語源で LGBT のことを理解、応援し、共に差別の解消を目指す人

■ レインボーカラー

性の多様性を尊重する姿勢を表現するシンボルとして「6色の虹」が用いられます。



### 3 性的少数者が直面する困難

性的少数者の方々は様々な不安等を抱いている場合があります。

#### 【公共サービス】

- 公的な書類に不用意に記載された性別欄と外見の性別が異なるため、本人確認ができないという理由で必要な行政サービスや民間サービスが受けられなかった。
- 印鑑登録証明書に性別欄の記載があるため、不動産や自動車の売買、会社登記等に支障をきたした。
- 性別を削除した住民票の写しを市町村役場に希望したが、法令上、そうした扱いは自治体の権限ではできず、戸籍上と外見で性別が違うことが暴露された。
- 役所窓口、試験会場、警察、郵便物受取などで本人確認が必要な場合に、身分証明書の性別（戸籍性）と見た目の性別が一致しないことからトラブルがおきた。
- 選挙の際、投票所入場券や選挙人名簿に性別の記載があるため、見た目との不一致により、本人確認で不快な質問をされたり、周囲の人に戸籍の性別がわかってしまう場合があり、その不安から、投票所へ行けなくなった。

#### 【地域・コミュニティ】

- 子どもが性自認や性的指向の困難を周囲に嘲笑され、本人だけでなく家族全体が居住している地域から孤立してしまった。
- 性自認や性的指向に関する差別的な地域に住んでいるため、居場所もなく、同じような困難を抱えている人ともつながることができず、友人や恋人を見つけることが難しく孤立した。
- 地域活動において、性自認や性的指向について差別的な発言が繰り返され、性自認や性的指向を<sup>やゆ</sup>揶揄されたり、そのことを理由に地域活動から排

除されたりした。

- 居住している地域で差別的な噂を流されたため、メンタルが著しく悪化した。
- 性的指向・性自認に困難を抱える高齢者が、性自認・性的指向について偏見の強い地域で噂を立てられることをおそれ、地域活動に踏み出すことができなかった。

### 【就労】

- 「男（もしくは女）のみ募集」という求人のため、性別への違和感を理由に応募できなかった。
- 性別違和のため、就職活動の際に要求される男女分けを前提としたリクルートスーツが着用できず、就活が困難になったり、業種が限られたりした。
- 自らの性的指向や性自認が非典型であることをオープンにした結果、公務員（特に教員）の採用試験で不当に低い評価を受けた。
- 就職活動の際、結婚などの話題から性的指向や性自認をカミングアウトしたところ、面接を打ち切られた。
- 性的指向や性自認を理由に、解雇や内定取り消しをされたり、辞職を強要された。

※出典：性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会発行

「性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト（第3版）」.2019



## 4 カミングアウト・アウティング

### (1) カミングアウト対応での心構え

カミングアウトとは、「自らの性のあり方を自覚し、それを誰かに打ち明ける」ことを意味します。

LGBT当事者の中には、性的指向や性自認をカミングアウトすることによって、「自分を偽ることなく生きたい」と思っている人が数多くいます。

しかし、「カミングアウトをすると、これまでの人間関係が崩壊してしまうのではないだろうか」、「友人や職場の同僚から否定的な反応が帰ってくるのではないだろうか」と悩んで、カミングアウトできない人たちもいるのです。

LGBT当事者がカミングアウトしやすい職場環境をつくることは生産性を高めることにつながるという指摘がありますが、LGBTや、典型的ではない性別表現を嘲笑したり、からかいの会話が日常的にある環境では、カミングアウトすることは現実的に困難になります。

管理職の一部だけがカミングアウトを受容する行動を取っても、周囲の対応が伴わず、二次的な被害を受けてしまうこともあります。啓発、研修だけでなく、予め対応方法を定めておくなど組織としてのコミットメントが重要です。

### (2) アウティングの防止

アウティングとは、「当事者の性のあり方を、本人の承諾なく第三者に暴露する」ことを意味します。

アウティングは悪意によるものだけではありません。当事者が誰にカミングアウトするか(しないか)は本人が決めることです。この認識がないまま、「彼女はトランスジェンダーだから配慮してあげてね」など、善意のつもりでの発言がアウティングとなる例があります。

アウティングは、日本学術会議が提言の中で生命に関わるほどの深刻なハラスメントと指摘しているように最悪の場合、当事者の自死につながる可能性があります。

性的指向や性自認に関する機微な個人情報を暴露することのないよう周知、啓発する等の措置を講じることが必要です。

## Ⅱ 市民等への対応

---

性的指向や性自認に関して必要な配慮は、男女平等や人権の観点からも求められるものです。一人ひとりが異なるように、性的指向や性自認の思いの強さや受忍の程度は人それぞれであり、対応方法は1つではないことから、事務を行う際には、相手の意向を汲むコミュニケーションが大切です。

普段から性的指向や性自認に関して理解を深め、どのような対応が求められるかを考えることが重要です。

### 【参考】府中青年の家事件

～平成2年に公共施設利用を拒否された同性愛者の団体が提訴した裁判の判例から～平成9年9月16日 東京高裁平成6年（ネ）1580号 抜粋

「・・・都教育委員会を含む行政当局としては、その職務を行うについて、少数者である同性愛者をも視野に入れた<sup>きめ</sup>肌理の細かな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されているものというべきであって、無関心であったり知識がないということは公権力の行使に当たる者として許されないことである。」

### 1 窓口や電話での対応等

性的指向や性自認に関して必要な配慮は、人権尊重の観点から求められるものです。性的少数者の方々は、性的指向や性自認の理解が得られるか不安なことから、窓口へ行くことや相談を躊躇したり、本当のことが話せないことがあります。性的指向や性自認のあり方は多様で、適切な対応方法も異なります。応対を行う際には、相手の意向を汲むコミュニケーションが大切です。

## (1) 本人確認

住民が窓口において、本人確認を行う場合に、自身の保険証、パスポート、マイナンバーカード等の提示を受けた際、提示された書類上の性別と本人の外見や声、仕草等の性別と一致しない場合においても、必要以上に見比べたり、聞き直したりすることは避けます。

### <配慮の具体例>

- 本人が、家族など他人の書類を誤って持ってきていないかを確認します。性別が周りにわからないよう名前は口にせずに、「この書類でお間違いはありませんか。」「こちらでよろしいですか。」という形で書類の指差し等を行うなどの対応が必要です。
- 窓口で呼び出す場合、番号等で対応することが望ましいですが、氏名を呼ぶ場合でも、名字だけにするなど周囲に性別が判明しないよう配慮します。多くある名字の場合は、フルネームで呼ぶことに予め了承を取ることや、どのように呼ぶか尋ねておくなどの工夫も必要です。
- 窓口でのプライバシーの確保に特に留意します。声の大きさや、一部に筆談を交えるなど、別の来庁者の存在に配慮し、できるだけ相手の意向に沿うことを基本に対応しましょう。また、一連の手続きで他の窓口につなぐ場合は、多重確認をしないような工夫も必要です。

## (2) 相手への呼びかけ

性別や関係性を決めつけずに呼びかけをします。

### <具体例>

- 夫、妻、ご主人、奥様 ➡ パートナーの方、お連れ合い、相手の方
- お父さん、お母さん ➡ 保護者の方、ご家族の方

### (3) 性別欄の取扱い

書類については、法的に義務付けられたものや、事務上性別の把握を必要とするものを除いて、事務処理上、支障をきたさないことを前提に、必要のない性別欄は廃止します。

男女比を出すために性別欄を設けているものについても、改めて必要性を精査します。

イベント等の参加者の比率や、性別に基づく意見を聞く場合、または男女共同参画施策に関する状況報告のためなど、性別欄を設ける場合は、「その必要性を説明する」「性別欄の記載を任意や自由記述式にする」「男女のほかその他（答えたくない）の欄を設ける」など、書類の目的等に応じた配慮をします。

## 2 公共施設利用

### (1) 性自認に配慮した施設の利用

トイレ、更衣室等の設備利用をめぐっては、利用者の意思をなるべく尊重した対応をどのように行うか、また、他の利用者との調整をどのように行うか等について、予め考える必要があります。

なお、性別による区別のないトイレ、更衣室等を別に設置することも有効ですが、その利用のみを強制し、利用者の性自認に適合した設備の利用を認めないこととするのは、当事者にとっては配慮がなされていないとの思いを深めることにもなりうるため、留意する必要があります。

また、スポーツ大会等の催し物等で多くの人が一斉に更衣室を利用する場合は、必要に応じて使用時間をずらす、別のスペースを確保するなど、利用者や施設現況などによって、個別に検討することが求められます。

なお、本人が意図しないところでのアウティングにも細心の注意が必要です。

### 3 災害時における対応

#### (1) 性的指向や性自認に係る視点も踏まえた対策

災害時は行政側も被災者も特別な状況となるため、全てに対応することは困難ですが、地域防災計画や避難所運営マニュアルの見直しなどの際には、性的少数者に想定される課題を整理し、被災者の中に当事者が一定程度いることを理解する必要があります。

#### 【避難所で必要な配慮の例】

##### ○ 困りごと

- ・ 誰にも話せないつらさ、話すことへの不安がある。
- ・ 周囲の理解不足、根強い偏見がある。
- ・ 更衣室、共同浴場、トイレなどをどのように利用してよいか分からない。
- ・ 物資について、周囲の認識と当事者の欲するものが一致しない場合、受け取ることが難しい。(下着や衣類、化粧品など)

##### ○ 必要とする支援・配慮

- ・ 着替えや体の清拭などのスペースとして、多目的トイレの使用を認める。
- ・ 相談や支援を実施する際はプライバシーに配慮する。
- ・ 当事者や支援者が安心して集まれる場所を設ける。
- ・ 戸籍の性別に基づかず、本人のニーズをできるだけ尊重した物資支給が受けられるよう配慮すること。
- ・ 避難所を運営する側に、性的少数者の多様性に対する理解があること。

### Ⅲ 職場内における対応

---

誰もが働きやすい職場を実現するためには、差別やいじめ、ハラスメントがないことが大切です。

性的指向や性自認の問題に関わらず、行為者側が意図しない態度や言葉でも、相手にとってはハラスメントとなりうることに十分注意しましょう。

このことを踏まえたうえ、今後、研修等を通じて性的指向や性自認に関して周知と啓発を行い、職員の人権意識の高揚を図る必要があります。

#### 【参考】

「人事院規則 10-10（セクシュアルハラスメントの防止等）の運用について」（平成28年12月1日改正）には、セクシュアルハラスメントに「性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動」が含まれる」ことを明記

#### 1 職場内での対応

##### （1）ハラスメントに係る相談体制の整備

今後、性的指向や性自認に起因するハラスメントの相談にも応じる体制の整備を図るなど、ハラスメントのない職場環境を目指す必要があります。

各所属長や上司ならびに同僚職員等においては、当事者から相談を受けた際には、訴えを真摯に受け止め、プライバシーに配慮した次に挙げる言動・行動に努めましょう。

- ① 当事者が、性的指向や性自認について職場に秘匿しているか確認し、当事者の了承なく他の職員や上司に伝えることは絶対にしないこと。
- ② ハラスメントを受けた当事者の性的指向や性自認について、他の管理職や周囲と情報共有が必要な場合は、必ず当事者から同意を取った上で行うこととし、当事者の了承なく、プライバシーが周りに知られることがないように徹底すること。
- ③ 対応に悩む場合には、外部の専門機関の相談を利用すること。

## (2) 性的指向や性自認に関する差別的言動に注意

同性愛者を揶揄<sup>やゆ</sup>する発言など、性的指向や性自認に関する不用意な言動は、いかなる理由があろうともすべきものではありません。性的指向や性自認は個人の特性であり、こうした言動は人権侵害であること、当事者や、その親族にとっては、精神的苦痛となります。

### 【当事者が不快に思う言葉】

ノーマル・アブノーマル、ホモ、おかま、レズ、おなべ、オネエ、あっち系、そっち系、性別に関する言葉（「男らしく」、「女らしく」など）

### 【職場での配慮の例】

- 相手が不快に思うような恋愛話や婚活などの雑談は、性的指向や性自認の典型・非典型にかかわらず慎む。
- カミングアウトされた際、「好きにならないでね」など、不用意な発言は避ける。
- カミングアウトされた場合、誰が知っているのか、また、誰に伝えてよいか、伝えないでほしいか聞き、アウティング（暴露）を行わないようにする。

## (3) 執務上必要な施設利用者への配慮

性自認に違和感を持つ職員等が、戸籍上の性別以外の施設（トイレや更衣室）の使用を希望する申し出があった場合、他の利用者への配慮との均衡を視野に入れながら調整を行いましょう。

また、宿泊を伴う出張は、部屋割りや入浴時間をずらす等の配慮を行いましょう。

## **2 職員採用時の対応**

採用可否は、仕事の適性や職務上の能力で判断するべきであり、性的指向や性自認による採否判定を行ってはいけません。

また、面接時には、男（女）らしいかどうか、外見容姿、性別と一致しない服装など、職務上の能力に関係ないことについて、差別的発言や、当事者を傷つける行動をとってはいけません。

## **3 安全衛生**

健康相談業務等にあたっては、性的指向や性自認に関する知識や理解をさらに深め、職員等からの相談によりの確に対応していくことが求められます。

## IV 相談窓口

---

### 1 春日部市の相談窓口

#### (1) 人権相談

- 相談日：原則として毎月第4水曜日
- 相談時間：午前10時～午後3時
- 相談内容：市民からの人権に関する相談を人権擁護委員が受けます。
- 場所：市役所 市民相談室
- 所管課：人権共生課 内線 2532

#### (2) 心の相談

- 相談日：毎月第2・4金曜日
- 相談時間：午前9時～正午
- 相談内容：市民の心配ごとや心の問題に関する相談を臨床心理士が受けます。
- 場所：総合福祉センター「あしすと春日部」相談室
- 所管課：春日部市社会福祉協議会 TEL762-1081

#### (3) こころの健康相談

- 相談日：原則、月3回（不定）
- 相談時間：午前9時～午前11時40分
- 相談内容：うつ、統合失調症などの疾患に関することや家族の対応方法などの相談を精神保健福祉士、臨床心理士、保健師が受けます。
- 場所：春日部市保健センター
- 所管課：健康課 TEL736-6778

#### (4) 女性総合相談

- 相 談 日：毎週月・火・水・金曜日
- 相談時間：午前10時～午後3時
- 相談内容：女性が抱える一般的な悩みの相談を女性相談員が受けます。
- 場 所：男女共同参画推進センター「ハーモニー春日部」：相談室
- 所 管 課：人権共生課 内線 2532

#### (5) 女性のからだ相談

- 相 談 日：毎週木曜日
- 相談時間：午後1時～午後4時
- 相談内容：女性の心とからだの健康に関する悩みの相談を女性保健師が受けます。
- 場 所：男女共同参画推進センター「ハーモニー春日部」：相談室
- 所 管 課：人権共生課 内線 2532

#### (6) 女性のカウンセリング相談

- 相 談 日：毎月第1・2・3土曜日
- 相談時間：正午～午後4時
- 相談内容：女性が抱える心の悩みの相談を女性カウンセラーが受けます。
- 場 所：男女共同参画推進センター「ハーモニー春日部」相談室
- 所 管 課：人権共生課 内線 2532

#### (7) 男性のための相談

- 相 談 日：毎月第1日曜日
- 相談時間：午後1時～午後4時
- 相談内容：心の健康と仕事の悩みその他、男性が抱える問題の相談を男性産業カウンセラーが受けます。

- ・場 所：男女共同参画推進センター「ハーモニー春日部」相談室
- ・所 管 課：人権共生課 内線 2532

## 2 埼玉県の相談窓口

### (1) 「にじいろ県民相談」(埼玉県LGBTQ県民相談)

- ・相 談 日：毎週土曜日(年末年始を除く)
- ・相談時間：午後6時～午後10時
- ・相談内容：性的指向や性自認に関する悩みについて
- ・電話番号：Tel0570-022-282  
LINEによる相談も受付

### (2) 埼玉県男女共同参画推進センター

- ・相 談 日：月～土曜日(祝日及び年末年始、第3木曜日を除く)
- ・相談時間：午前10時～午後8時30分
- ・相談内容：家族、パートナー、DV、人間関係などの相談
- ・電話番号：Tel048-600-3800  
ホームページ With You さいたま で検索

### (3) 埼玉県立精神保健福祉センター

#### 〈来所相談〉

- ・相 談 日：月～金曜日(祝日及び年末年始を除く)
- ・相談時間：午前9時～午後5時
- ・相談内容：精神保健に関する問い合わせ・来所相談
- ・電話番号：Tel048-723-3333(代) (相談予約へ)

#### 〈埼玉県こころの電話〉

- ・相 談 日：月～金曜日(祝日及び年末年始を除く)
- ・相談時間：午前9時～午後5時

- 相談内容：こころの健康や悩みに関する電話相談
- 電話番号：Tel048 - 723-1447

(4) 埼玉県立総合教育センター よい子の電話教育相談

- 相談内容：県内の小・中・高校生・青少年（原則18歳まで）に関する相談  
（いじめ、不登校、学校生活、性格などに関する相談）
- 電話番号：
  - 子ども用 #7300またはTel0120-86-3192
  - 保護者用 Tel048-556-0874 電話は24時間無休
  - Eメール相談 soudan@spec.ed.jp
  - FAX相談 Tel0120-81-3192

※Eメール相談・FAX相談の受信確認・返信は、平日午前9時～午後5時  
いじめ、不登校、学校生活、性格などに関する相談

(5) 埼玉労働局 総合労働相談コーナー

- 相談日：月～金曜日（祝日及び年末年始を除く）
- 相談時間：午前9時～午後5時
- 相談内容：職場でのトラブル、労働問題全般の相談（職場におけるハラスメント・パワーハラスメントの相談含む）
- 電話番号：Tel048 - 600 - 6262

(6) 埼玉労働局 雇用環境・均等室

- 相談日：月～金曜日（祝日及び年末年始を除く）
- 相談時間：午前8時30分～午後5時15分
- 相談内容：職場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談
- 電話番号：Tel048 - 600 - 6210

※ (2)～(6)は専門相談員による相談窓口ではありませんが相談に応じます。

### 3 国の相談窓口

#### (1) 人権相談

##### ①さいたま地方法務局人権擁護課

- 相談日：月～金曜日（祝日及び年末年始を除く）
- 相談時間：午前8時30分～午後5時15分
- 電話番号：Tel048-859-3507
- 場所：さいたま市中央区下落合5-12-1  
さいたま第2法務総合庁舎

##### ②さいたま地方法務局 越谷支局

- 相談日：月～金曜日（祝日及び年末年始を除く）
- 相談時間：午前8時30分～午後5時15分
- 電話番号：Tel048-966-1321（代）
- 場所：越谷市東越谷9-2-9

##### ③みんなの人権 110番※

- 相談日：月～金曜日（祝日及び年末年始を除く）
- 相談時間：午前8時30分～午後5時15分
- 電話番号：Tel0570-003-110

（一部のIP電話からはご利用できない場合があります。）

※ 最寄りの法務局・地方法務局へ繋がります。

##### ④子どもの人権 110番※

- 相談日：月～金曜日（祝日及び年末年始を除く）
- 相談時間：午前8時30分～午後5時15分
- 電話番号：Tel0120-007-110

（一部のIP電話からはご利用できない場合があります。）

※ 最寄りの法務局・地方法務局へ繋がります。

(2) 春日部総合労働相談コーナー（春日部労働基準監督署内）

- 相談日：月～金曜日（祝日及び年末年始を除く）
- 相談時間：午前9時～午後4時30分
- 電話番号：Tel048-614-9968
- 場所：埼玉県春日部市南3-10-13

#### 4 民間の相談窓口

(1) よりそいホットライン（一般社団法人社会的包摂サポートセンター）

Tel0120-279-338（フリーダイヤル24時間対応）

無料です。どんな悩みにも寄り添って、一緒に解決する方法を探します。

(2) セクシュアル・マイノリティ電話法律相談（東京弁護士会）

毎週第2・4木曜日（祝日の場合は翌金曜日）午後5時～午後7時

Tel03-3581-5515

電話相談は無料です。LGBTの法律問題に詳しい弁護士がお受けします。



多様な性に関する対応ハンドブック  
～性的少数者への理解を深めるために～  
令和4年3月発行 令和6年1月改定  
春日部市総務部人権共生課